

地区協会 記入欄	<b>名 東</b>	協会	受付NO.	会員	非会員	
受講 希望日	学科：	年 月 日 日	会場：			

※お電話等により受講予約を済ませた上でご記入ください。

- 一般建築物石綿含有建材調査者講習受講申込書  
 工作物石綿事前調査者講習受講申込書

1. 受講者の情報		<申込日> 年 月 日	
フリガナ	生年月日 (西暦)		
氏名	(西暦) 年 月 日		
旧姓等併記	旧姓を使用した氏名または通称の併記の希望の有無 (有の場合は右の欄のいずれかを○で囲む・無の場合は未記入)		旧姓有 / 通称有
	併記を希望する氏名または通称		
	※下方の〈ご注意〉③、④をご覧になり、必要な証明書類を申込書と一緒にご提出ください。		
言語 Language	日本語の能力に不安がある場合は丸印を付けてください If you are concerned about Japanese ability, please circle it. ①通訳を自分で用意 (人数: ) Participate in the course with an interpreter arranged by yourself. ②口述試験(ポーラビル会場に限る) Take the knowledge test that is read aloud at Pola building.		
住所	〒 - 都道府県 集合住宅の場合、名称・棟・部屋の番号		
連絡先	電話：	FAX：	E-mail：

2. お勤め先の情報…個人申込みの方は記入不要

事業場名			
所在地	〒 -		
担当者	所属：	氏名：	
連絡先	電話：	FAX：	E-mail：

3. 受講者様の受講資格

受講資格受講区分のA~Kのうち該当するものに○を記載	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
実務経験の 事業場証明	受講資格にかかる実務経験の従事年数										年
上記の申込内容について相違ないことを証明します。											年 月 日
所在地											
事業場名											
代表者職名											
代表者氏名											

4. 振込名義人…お振込み名義が受講者氏名または事業場名と異なる場合、以下の「振込名義」欄をご記入ください。

振込名義	振込予定日			
テキスト 要否	要	否	地区協会 資格確認者	県協 資格確認者

<ご注意> 太枠内を黒のボールペンで楷書でご記入ください。

- 「1. 受講者の情報」は修了証記載事項になりますので、正確にご記入ください。
- 外国人労働者の方は「氏名」欄に本名 (在留カードまたは旅券の氏名) を記入し、いずれかのコピーをご提出ください。
- 旧姓の併記をご希望の場合は、戸籍謄本 (複写可)、戸籍抄本 (複写可)、住民票 (複写可)、自動車運転免許証の写しのいずれかの旧姓が併記されているものをご提出ください。
- 通称併記をご希望の方は住民票 (複写可)、運転免許証の写しのいずれかの通称が併記されているものをご提出ください。

<個人情報の利用目的> お客様からご提供いただいた情報は、講習会の受講者管理の目的で利用します。

お客様の同意なく目的以外の利用を行うことはありません。

受講規約はこちらのホームページから

愛知労働基準協

検索

公益社団法人愛知労働基準協会会長殿 受講規約および案内書の内容を確認の上、本記入事項に虚偽無く申し込みます。

## ◆受講資格および提出書類 〈工作物石綿事前調査者講習〉

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて工作物あるいは石綿含有資材調査に関する実務経験年が必要となります。

下記表の条件を満たしていない場合は受講できません。

受講区分	受講条件	実務経験	(3) 提出証明書	
			申込時(全て必要)	講習当日
A	石綿 作業主任者 資格保有	石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号) 別表第十八第二十三号)を修了した者(実務経験年数不問)	修了証の写し (表裏両面)	原本持参
B	特定化学物質作業 主任者資格保有※ + 実務経験	特定化学物質等作業主任者技能講習(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第八号)に規程する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号)を修了した者	①修了証の写し (表裏両面) ②実務経験証明	原本持参
C	学歴 + 実務経験	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規●の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 2年以上	①卒業証明書(原本) ②履修科目証明書 (原本) ③実務経験証明
D		学校教育法による短期大学(就業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程●又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者 (専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 3年以上	
E		「D」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程●又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 4年以上	
F		学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程●又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 7年以上	
G	実務経験のみ	「C～F」に該当しない者(学歴不問)	卒業後の工作物に関する 実務経験年数 * 11年以上	実務経験証明
H	関係行政出身 + 実務経験  Iは、同等以上の 知識及び経験を 有する者	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数 * 2年以上	①辞令の写し ②実務経験証明
I		第1種作業環境測定士または第2種作業環境測定士	実務経験 * 5年以上	①登録証(表裏両面) または、修了証の 写し ②実務経験証明
J		産業安全専門官もしくは労働衛生専門官又は産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(労働安全衛生法第九十三条第1項)		①証票または辞令 の写し ②実務経験証明
K		労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数 2年以上	①辞令の写し ②実務経験証明

※ Bの「特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者」とは、2006年(平成18年)3月31日までに修了した方になります。

2006年(平成18年)4月1日以降に修了した「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」は該当しません。

\* 実務経験のうち、「工作物に関して」の「実務経験」には、工作物の解体工事または改修工事の実務に関する経験が含まれます。

● 工学に関する正規の課程(例：機械工学、電子工学、システム工学、土木建築工学、応用工学など)